

新婚生活
を応援します

甲佐町新婚生活応援事業

夫婦とも29歳以下

＼ 最大 /

60万円

夫婦とも39歳以下

＼ 最大 /

30万円

対象経費

住宅取得費用

住宅賃借費用

リフォーム費用

引越費用

対 象

令和7年1月1日～令和8年3月31日に婚姻した夫婦

※夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること

※夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること

※申請時に夫婦の双方の住民票が当該居住の住所であること 等

受付期間

令和7年7月1日～令和8年3月31日

※予算上限に達した場合、受付を終了することがあります。

お問い合わせ先

甲佐町役場福祉課子ども支援係

☎ 096-234-1114

✉ hukushi04@kosa.kumamoto.jp

＼ 公式サイト詳細 /



補助対象経費

令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に支払われた費用

住宅取得費

新築工事・住宅購入

※ただし、土地購入費用、住宅ローン手数料・利息等は対象外

住宅賃借費

賃料・敷金・礼金
共益費・仲介手数料

※ただし、清掃費用・火災保険料・水道光熱費・駐車場代等は対象外

リフォーム費用

修繕・増築・改築・
設備更新等の工事費用

※ただし、外構に係る工事費用、家電購入及び設置に係る費用は対象外

引越費用

引越業者又は運送業者に
支払った費用

対象世帯……以下の要件をすべて満たす世帯

婚姻日等

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦

年齢

婚姻日における年齢が、夫婦共に39歳以下であること

所得

夫婦の所得を合算した額が500万未満であること
※貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を所得から控除できます。

その他

- ・対象となる住宅が町内にあり、夫婦共に住民登録のうえ居住していること
- ・夫婦共に過去に同様の補助金を受けたことがないこと
- ・夫婦共に5年以上町内に居住する意思があること 等

詳細な要件や申請手続の流れ、必要書類については、右記QRコード（甲佐町公式ホームページ）を読み取り、御確認ください。

\ HP /

